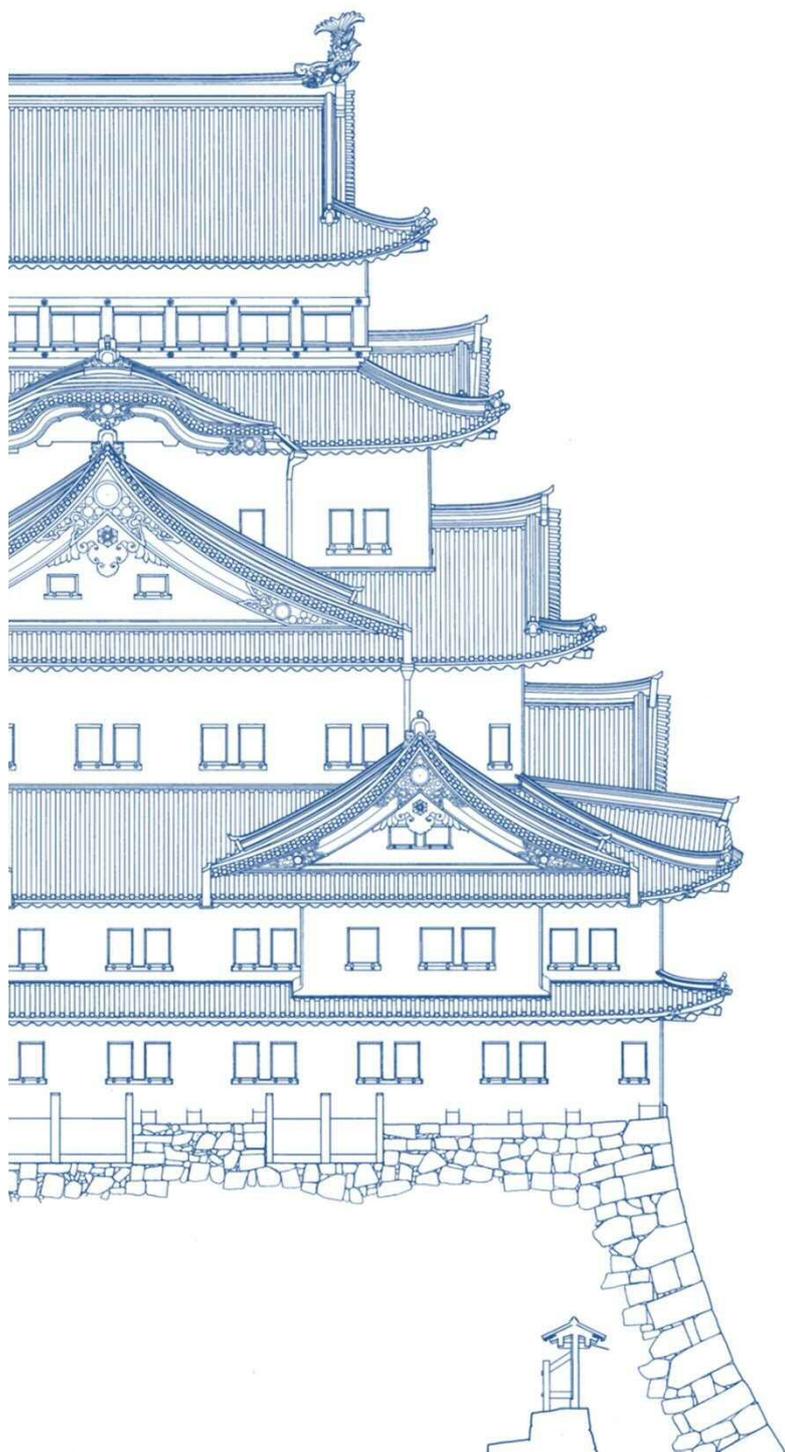


特別史跡

名古屋城跡保存活用計画 (案) 概要版



名古屋市

■ 計画策定の目的

名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心に遺構が残されていることから昭和7年(1932年)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡指定を受けている。昭和34年(1959)には天守を再建し、現在は本丸御殿復元などの整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともに一層の魅力の向上を図るため、今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

保存活用計画

史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための保存

保存

活用

史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図るための活用

保存または活用を目的とした整備

整備

運営・体制

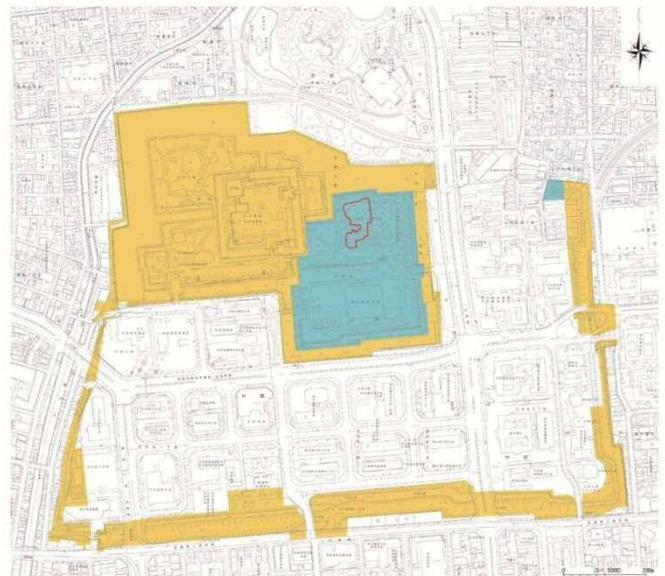
保存、活用、整備を推進するための運営・体制

■ 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和7年(1932)に史跡指定された部分と、昭和10年(1935)に追加指定された部分の合計27筆、118,040.79坪(390,217.48㎡)で構成されている。

指定範囲は昭和7年(1932)の史跡指定当時に地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分がある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内(いずれも財務省所管用地)については、昭和52年(1977)に文化財保護審議会(平成13年には他の審議会と整理・統合され文化審議会となる。)から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されずに現在に至っている。



■ 特別史跡指定範囲 ■ 特別史跡未告示区域 ■ 名勝指定範囲

特別史跡指定範囲

■名古屋城の歴史

○近世(藩政期:慶長5年(1600)～明治5年(1872))

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は九男である義直を尾張藩主とするにあたり、それまで尾張の中心であった清須城に代わる名古屋城築城を決定し、慶長15年(1610)諸大名20名を動員した公儀(こうぎ)普請により築城が開始された。

城の地割である縄張は方形で直線状とシンプルながらも馬出や土橋、枡形門を駆使して防衛を強固なものとした。石垣普請では各大名に担当箇所が割り当てられ、なかでも天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当した。作事では家康側近の中井正清が設計等を担当し、慶長17年(1612)に五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成、元和元年(1615)には後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。二之丸には元和3年(1617)に藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿が築かれ、その北側に寛永5年(1631)二之丸庭園が築かれた。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

また、城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越(きよすごし)」が行われ、現代までつづく名古屋の都市形成の起点となった。

○近代(陸軍期:明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治維新により明治5年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となった。本丸では東京鎮台第三分営(のちの第三師団)の軍施設が整備されるまでの間、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用し、城内では二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。

こうした中、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。明治24年(1891)濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門(えのきだもん)の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。本丸多聞櫓などは撤去されたが、地震による被害を受けた石垣の修復等が行われた。

○近代(離宮期:明治26年(1893)～昭和5年(1930))

名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことから、名古屋城を永久に保存するために明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となった。これにより本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸(おふけまる)も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

○近代(市営期:昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、離宮地であった本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜された。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。昭和6年(1931)には一般公開を開始し、昭和7年(1932)史跡指定を受けて「史蹟 名古屋城」となった。同年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、昭和17年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝指定を受けた。

このように名古屋城は文化財としての価値を認められるも、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

○現代(市営期:昭和20年(1945)～)

戦後の昭和25年(1950)文化財保護法施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門が重要文化財に指定された。旧本丸御殿障壁画は昭和25年と昭和30年(1955)、昭和31年(1956)に重要文化財指定を受けた。また、昭和50年(1975)には二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門が重要文化財指定を受けている。

史跡指定地は昭和27年(1952)に特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。翌年の昭和28年(1953)には二之丸庭園北御庭の一部と前庭が名勝に指定され「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和52年(1977)には二之丸内と三之丸北東の土塁が文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。また、平成29年(2017)には二之丸庭園全体の区域が文化審議会から名勝に追加指定すべき箇所として答申された。

昭和34年(1959)市民の強い希望により市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。また、平成21年(2009)1月には本丸御殿の復元整備に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに、遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っている。

■ 特別史跡名古屋城跡の本質的価値

○ 御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城郭である。名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は近世城郭完成期の築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

○ 現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてもうかがうことができる。また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

○ 現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。

御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

- 公儀普請によって築城された城郭
- 近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭
- 徳川家康の意志を強く反映する城跡
- 徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

- 現存遺構から往時の縄張や近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡
- 現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡
- 管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡
- 近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

- 現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

■ 構成要素の分類

特別史跡名古屋城跡の「(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素」については、「近世に形成された諸要素」と「近代に形成された諸要素」、さらに「補完する諸要素」に分類する。「(Ⅱ)本質的価値の理解を促進させる諸要素」は再建建造物とし、その他は「(Ⅲ)その他の諸要素」と位置づける。

また、城下町など周辺地域を構成する諸要素を、「(Ⅳ)名古屋城に関連する諸要素」と位置づける。

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素

近世に形成された諸要素

近代に形成された諸要素

補完する諸要素

(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素

(Ⅲ) その他の諸要素

特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素

(Ⅳ) 名古屋城に関連する諸要素

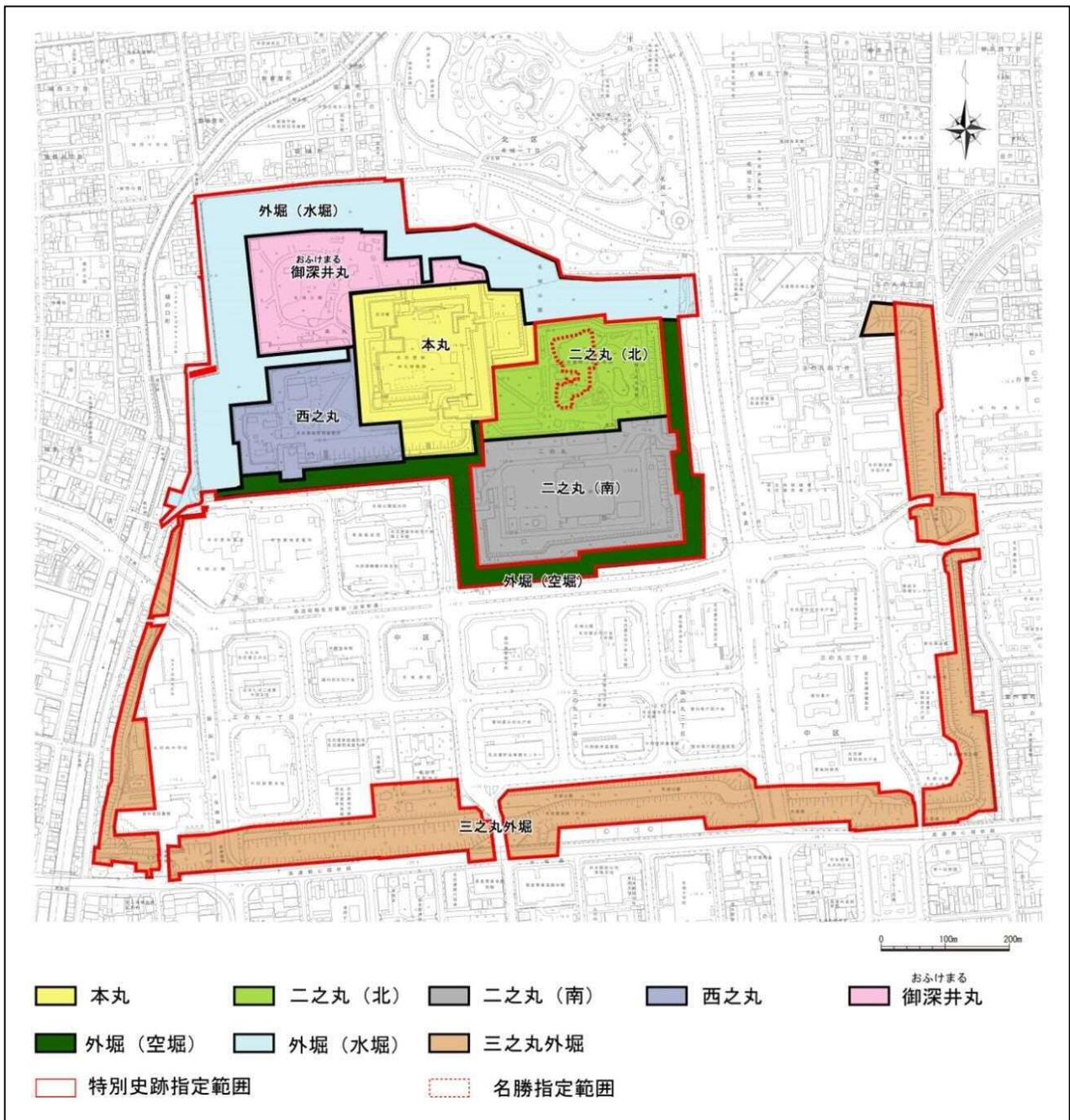
■ 地区区分の設定

特別史跡名古屋城跡は、一部の堀や虎口など失われた部分はあるが、往時の縄張を比較的良好にそのまま残している。武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内(特別史跡指定地外)は、官庁街となっているが、碁盤目状の町割は現在もその形状を残している。

既往の整備計画などでは、往時の縄張を形成していた各曲輪で、歴史的経緯に基づいた保存、活用、整備方針などを定めているため、本計画においても各曲輪において地区区分を行うものとした。

現在は西之丸と一体空間となっているが、かつて西之丸と堀を隔てていた大手馬出跡は、本丸の一部であったため本丸に含めるものとした。

二之丸内については有料区域と無料区域(愛知県体育館所在地)があり、管理区分、保存管理状況も異なるため、2つに区分するものとした(二之丸(北)・二之丸(南))。



■各地区における諸要素の概要

(1)本丸

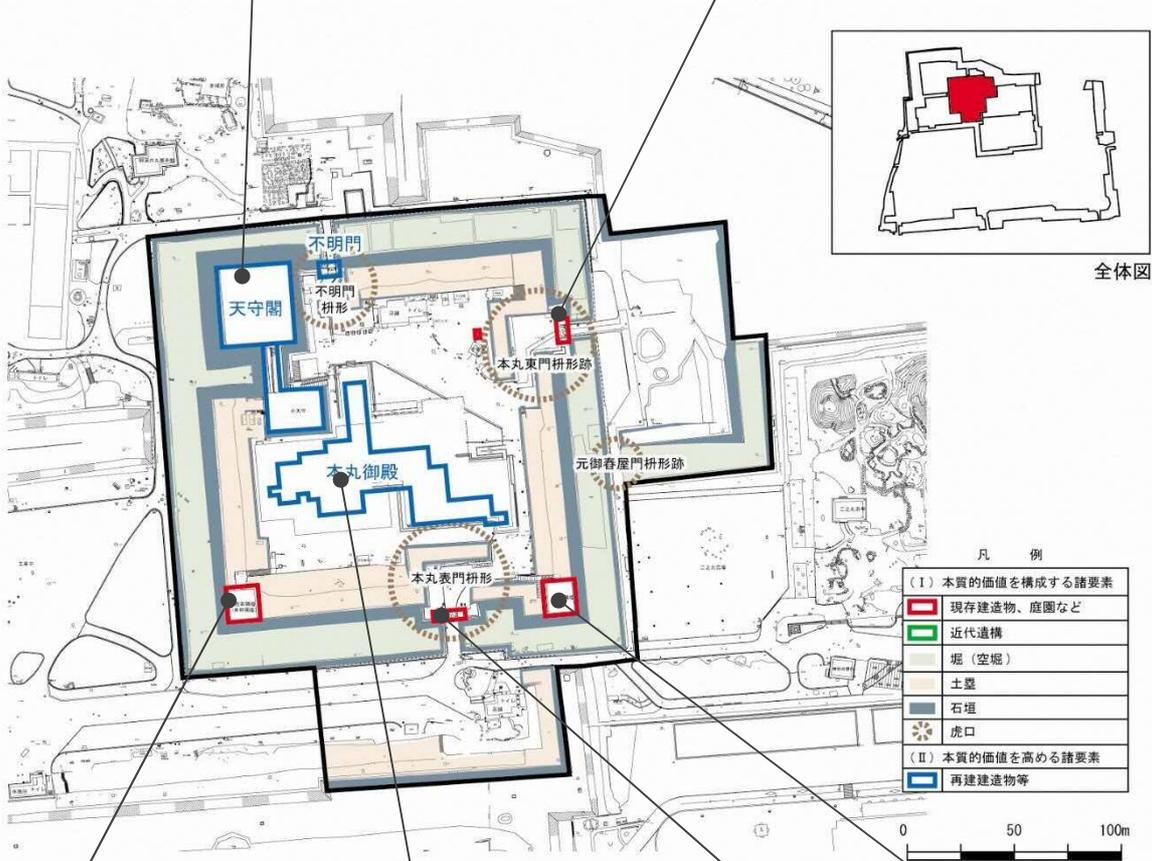


天守（昭和初期）

天守閣（現在）

旧二之丸東二之門
（明治前期）

旧二之丸東二之門
（現在）



西南隅櫓（昭和初期）

本丸御殿（玄関・車寄外観）
（昭和初期）

本丸表二之門（昭和初期）

東南隅櫓（昭和初期）

西南隅櫓（現在）

本丸御殿（玄関・車寄外観）
（現在）

本丸表二之門（現在）

東南隅櫓（現在）

(2)二之丸(北)



南蛮練堀 (大正期)



南蛮練堀 (現在)

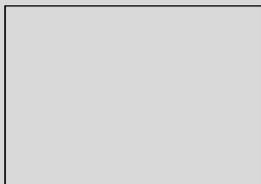
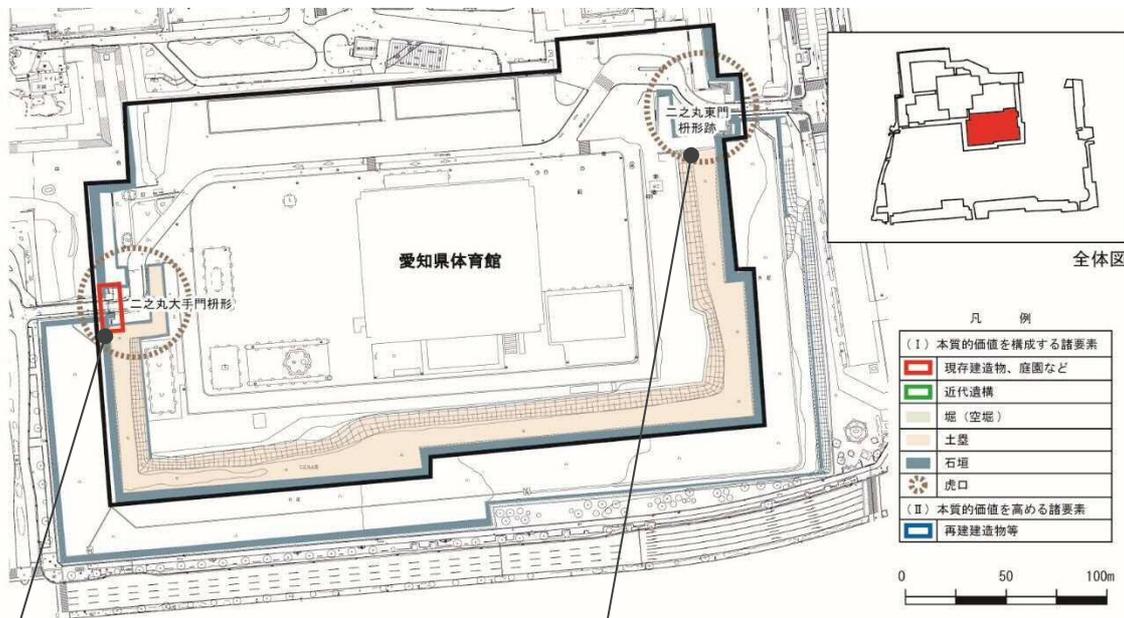


二之丸庭園 (北御庭) (昭和初期)



二之丸庭園 (北御庭) (現在)

(3)二之丸(南)

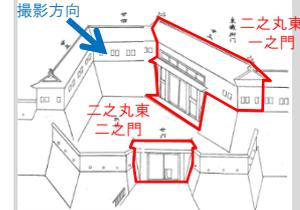


二之丸大手二之門 (大正期)



二之丸大手二之門 (現在)

現在の写真
撮影方向

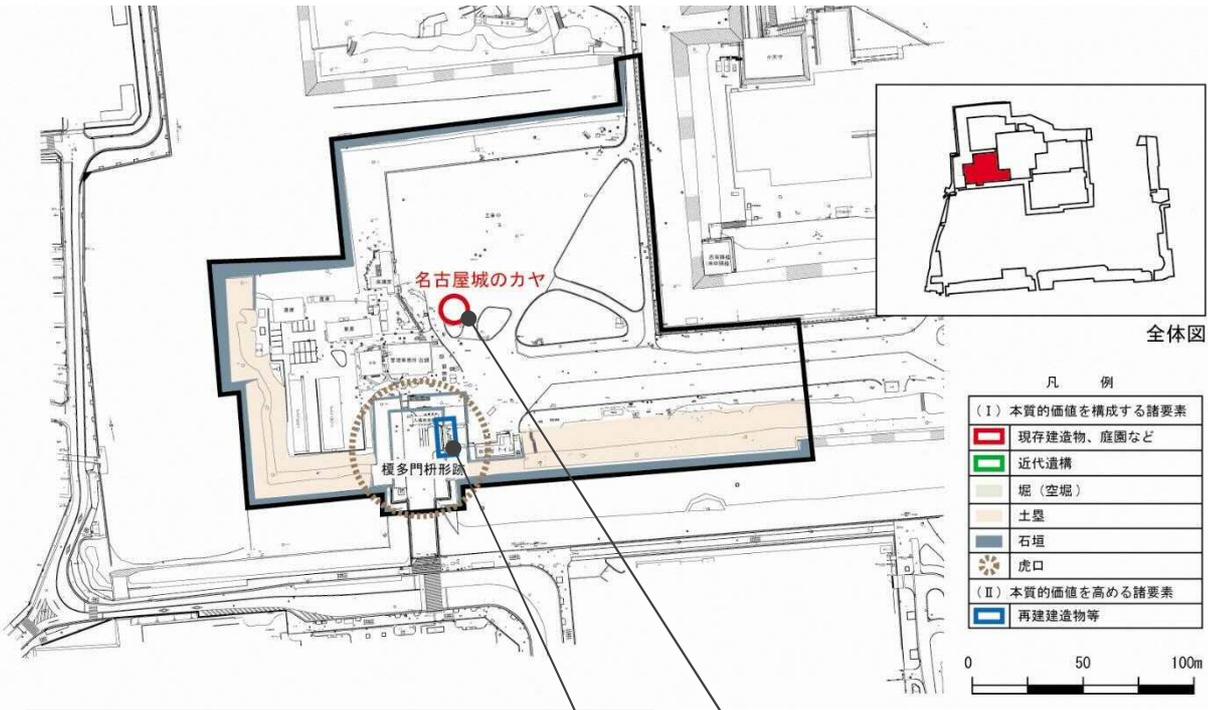


虎口 (二之丸東門枅形)
引用：『金城温古録』



虎口 (二之丸東門枅形跡) (現在)

(4)西之丸



正門(榎多門)
(昭和初期)



正門(榎多門)
(現在)

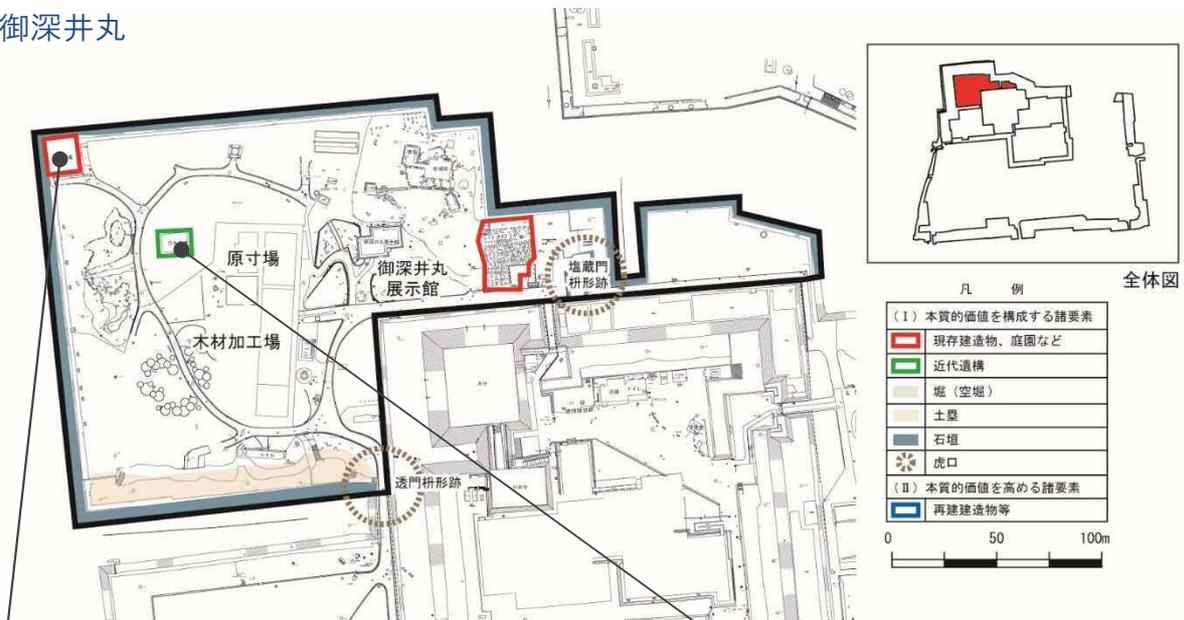


名古屋城のカヤ
(昭和初期)



名古屋城のカヤ
(現在)

(5)御深井丸



西北隅櫓(昭和初期)



西北隅櫓(現在)

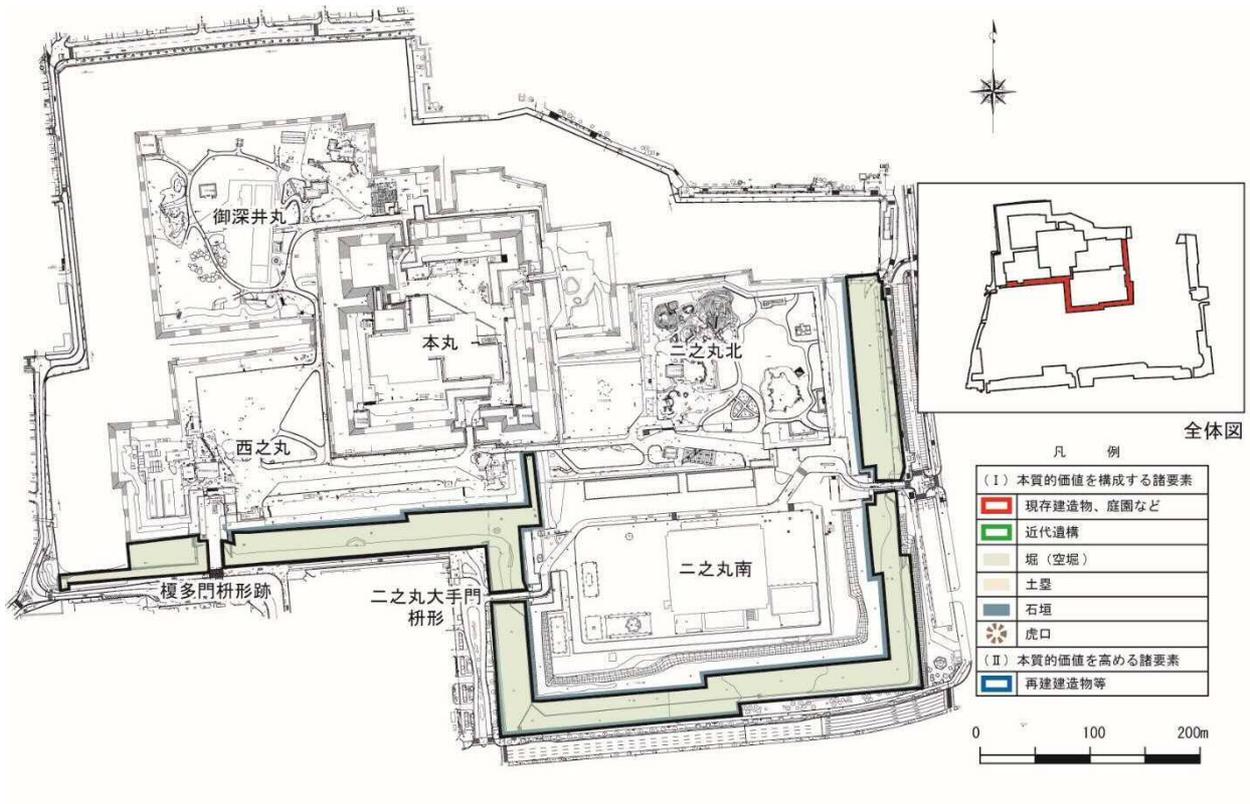


写真 乃木倉庫(昭和初期)

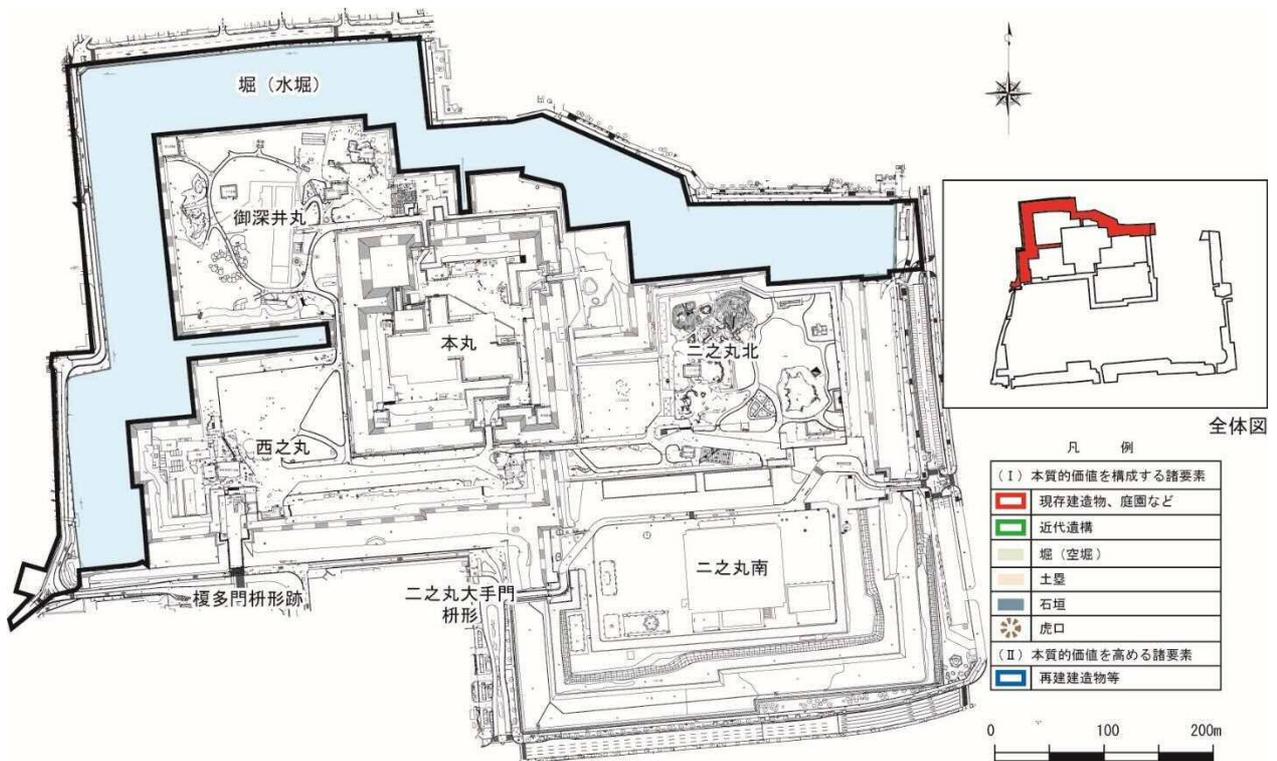


乃木倉庫(現在)

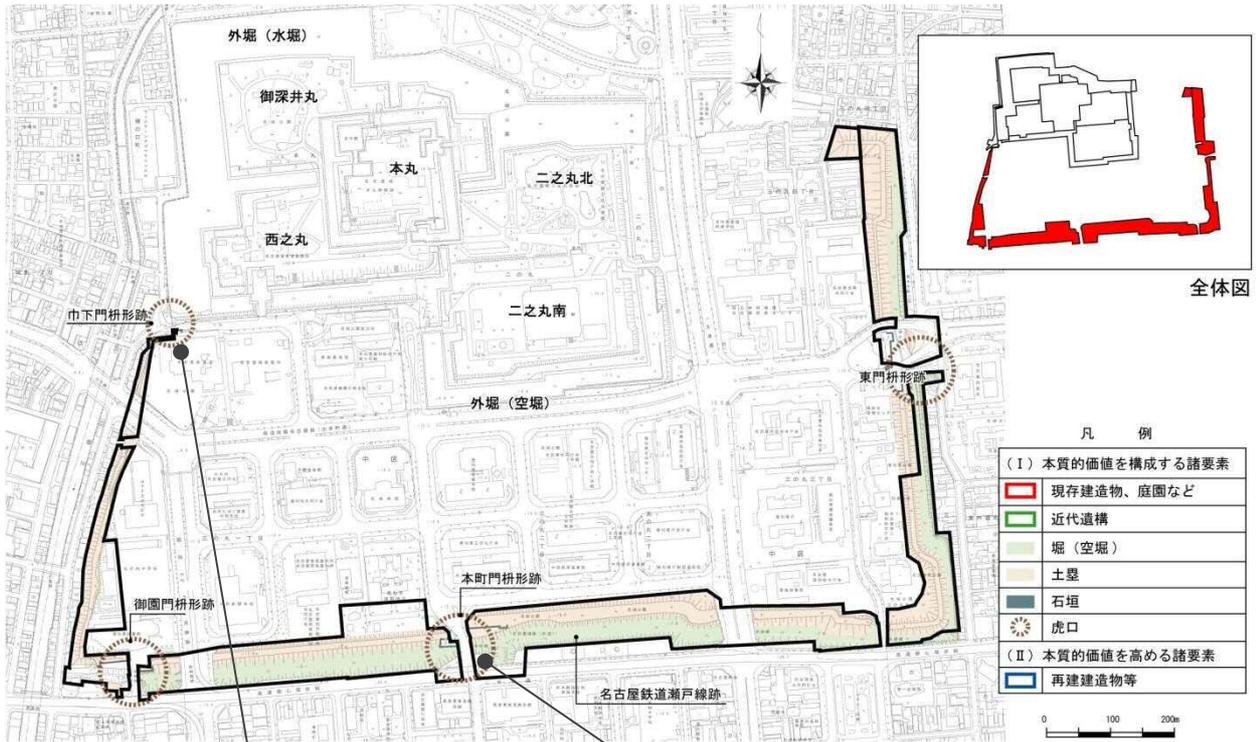
(6)外堀(空堀)



(7)外堀(水堀)



(8)三之丸外堀



(9)その他(日本丸御殿障壁画、金具類、史資料 等)



■ 特別史跡名古屋城跡の目標

特別史跡名古屋城跡は、近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築城された名古屋城の姿を現代に伝えている。陸軍期、離宮期など管理者が代わるなかでも、各時代に応じた保存がされてきたことにより、現存する遺構から往時の姿を見ることができる歴史的価値の高い城跡である。また、それら遺構や現存する豊富な史資料等によって、近世における改修・改変まで詳細に知ることができ、築城にあたって行われた清須越によって現在の名古屋の都市形成のはじまりとなった城郭である。

また、大天守の延床面積は史上最大を誇り、本丸御殿は近世城郭御殿の最高傑作と言われており、史跡指定説明文では近世城郭の代表的なものとされている。

このように特別史跡名古屋城跡は、さまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えていることから、保存・活用によりその価値と魅力を最大限に高め、国内そして世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す。

近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の 価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、 世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す

■ 基本方針

特別史跡名古屋城跡の目標を実現するために、本計画における基本方針を以下に定める。

保存

名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

活用

往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。

整備

本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。

調査 研究

調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、
名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。

運営 体制

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに
多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

○ **本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う**

本計画で定める現存遺構等をはじめとした特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素についての保存管理方法に従い、適切かつ厳格な保存管理を行う。

○ **本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上する植栽管理を行う**

本計画で定める植栽管理方針に従い、遺構の保存や城郭としての歴史的景観を向上、来場者の安全確保等、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う。

○ **本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存・活用事業を進める**

本計画で定める特別史跡指定地全体としての現状変更等の取扱方針・基準に従い、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく各地区の特性を踏まえた保存・活用事業を円滑に進める。

○ **周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城を中心とした景観形成を行い、地域一体としての歴史的価値を高める**

名古屋城の遺構等が残されている周辺地域の環境保全や、名古屋城を中心とした景観形成により、名古屋城のみでなく地域一体としての歴史的価値を高める。

○ **特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、特別史跡追加指定等に向けた取組みを推進する**

特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、二之丸等の特別史跡未告示区域の解消や三之丸の門跡等の未指定区域の追加指定に向けた取組みを推進する。

○ **特別史跡指定地内の一体的な保存ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する**

特別史跡指定地内の保存管理を一体的なものとするため、現在ある民有地について指定地としての取扱いを整理し、その上で公有化の必要性を検討する。

**往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。****○適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える**

- ・かつての名古屋城の広大な全体像を伝えられるよう、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・往時の名古屋城の姿を現在に伝える現存遺構の公開を積極的に行うために、建造物遺構等の内部公開期間の拡大や観覧環境の充実、適切な維持管理による石垣・土塁・堀等の眺望確保・顕在化を図る。
- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた建造物等の復元整備の可能性を検討する。

○展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

- ・展示施設では名古屋城の歴史や価値を伝えるため、様々な展示手法を用いて展示内容を充実させる。
- ・説明板については、広大な名古屋城の全体像を伝えるため特別史跡全体を表示した説明板を設置するとともに、かつての遺構等の存在や形態を伝えるために失われた遺構等への説明板を設置する。
- ・城内の諸施設は遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で主要なものの移動円滑化を図るとともに、特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等にする。

○企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る

- ・来場者の遺構への理解をより深められるよう整備現場見学会における体験型の企画、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。
- ・名古屋城の魅力を向上し新たな入場者の誘致を図るため、多岐の分野にわたる様々なイベントを継続するとともに、新たな分野のイベントの開催を検討する。

○情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城の普及・周知を図る

- ・名古屋城の価値と魅力の普及・周知を図るために、本質的価値等の名古屋城の特徴や調査研究成果、観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させた情報発信を行う。
- ・広域的な地域・幅広い世代への名古屋城の普及・周知を図るために、多様な手法や媒体を活用した情報発信方法を検討する。

○周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

- ・名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えるために、「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化するとともに、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的関連の深い歴史資産との連携を図る。

本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。

◆ **名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承する「保存のための整備」を行う**

○ **現存遺構等の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構等を後世へ継承する**

・本計画で定める保存管理方法に基づき、現存建造物や石垣、堀、土塁、庭園などの本質的価値を構成する諸要素及び再建建造物である本質的価値の理解を促進させる諸要素を適切に保存するとともに、劣化、破損状況に応じて、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

○ **適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える**

・本計画で定める植栽管理方針に基づき、遺構の保存に影響を与える植栽や遺構の顕在化や眺望を妨げる植栽、来場者への危険性が懸念される植栽等の適切な整備を行い、城跡にふさわしい風致を整える。

◆ **名古屋城の歴史的価値をわかりやすく伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う**

○ **失われた建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる**

・失われた建造物等については、来場者が往時の名古屋城の姿を実感し理解を深めることができるような整備を行う。
 ・『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、発掘調査や史資料調査等を行い、復元整備等を検討する。
 ・『金城温古録』等の史資料があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていないものについては、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、復元整備等を検討する。

○ **展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える**

・整備中の展示収蔵施設も含めた今後の展示施設等のあり方を検討し、必要に応じて整備を行う。
 ・来場者の遺構等への理解を深めるため、説明板はわかりやすく見やすい解説内容を考慮した上で整備を行う。

○ **便益施設等や園路・安全柵等の施設の整備により、利便性と安全性の高い観覧環境を整える**

・来場者の利便性・快適性を高めるため、来場者のニーズを把握した上で売店・トイレ等の便益・休憩施設の整備を行う。
 ・来場者の移動を円滑にするため、案内板は全体の配置計画を定めた上で整備を行う。
 ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。
 ・来場者の安全確保のため、経年劣化により機能性を損ねているものは、計画的・段階的に改修整備や更新を行う。

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

○名古屋城総合事務所の調査研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城の調査研究を進める

発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存・活用を進め、その調査研究成果を広く情報発信するために、各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する。

また、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり計画的・継続的に調査研究が進められるよう努める。

○管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を円滑に進める

特別史跡指定地全体を一体的に保存・活用していくために、植栽等の維持管理状態など管理区域による差が生じないよう、管理主体間での定期的な協議を行うなど相互の連携を強化する。

また、文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であることから、保存・活用を円滑に進められるよう各分野の庁内関係部署と積極的に情報共有し連携を強化する。

○有識者で構成する検討会議を継続し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に進める

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に行っていくために、有識者で構成する全体整備検討会議を今後も継続して開催し、建造物・石垣・庭園・天守閣等について専門的見地から指導・助言を受けながら保存・活用の検討を進める。

○多様な主体と協働し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げる

多岐に渡る特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等の多様な主体の力を活用する。また、名古屋城を身近なものとして市民等が愛着を持つことで後世への継承につながられるよう、多様な主体と協働しながら特別史跡名古屋城跡の保存・活用を行う。

○防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める

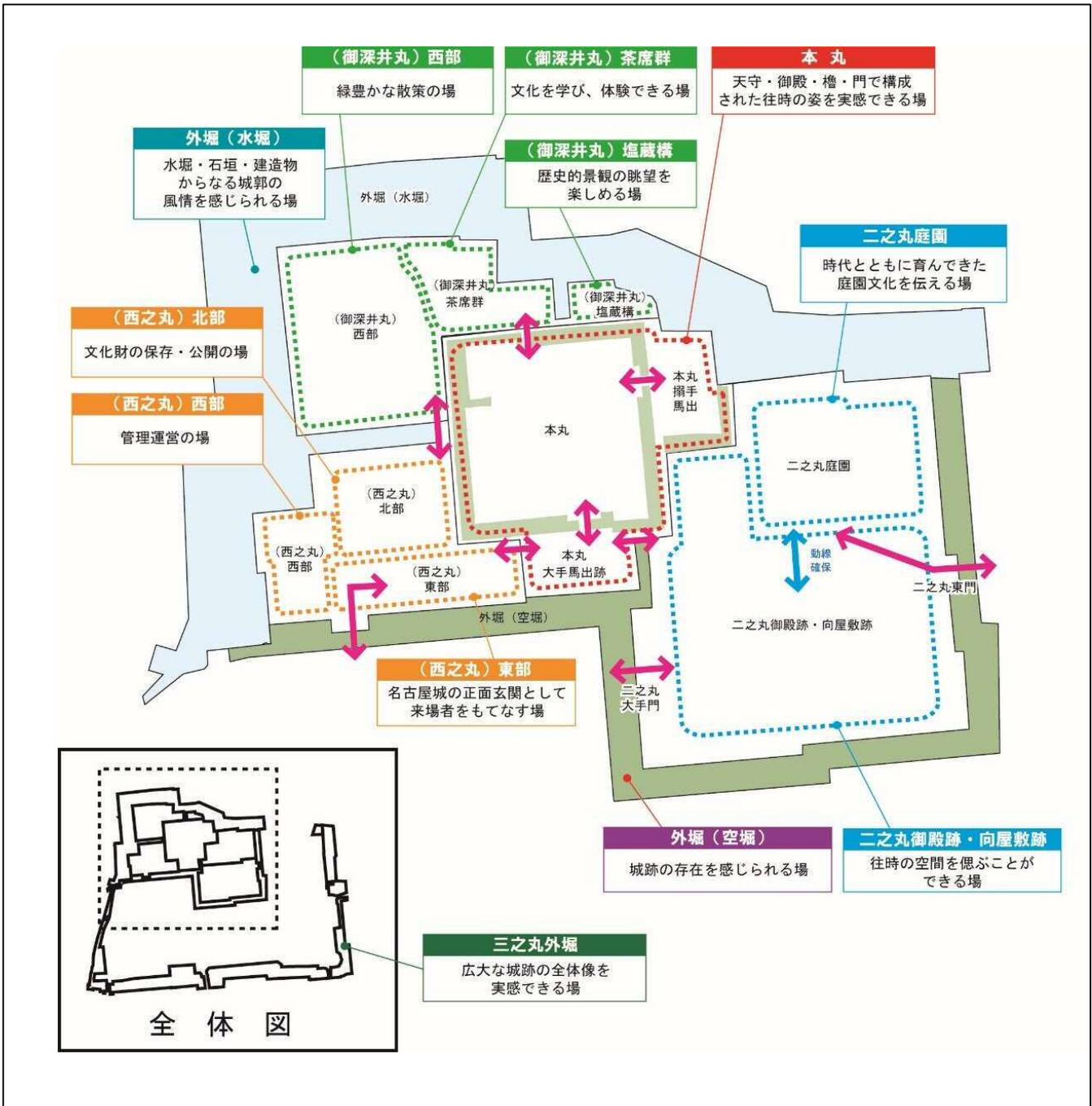
防災体制については、既定の『名古屋城消防計画』に基づき、災害時の自衛消防組織の編成を継続するとともに、より実践的な防災対策の実施に見合う体制を検討する。

防犯体制については、今後も有料区域の警備体制を継続するとともに、無料区域の警備体制については強化を図りつつ、重要文化財である二之丸大手二之門の警備体制等の見直しを検討し、特別史跡指定地全体として文化財保護や来場者の安全確保に努める。

○さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

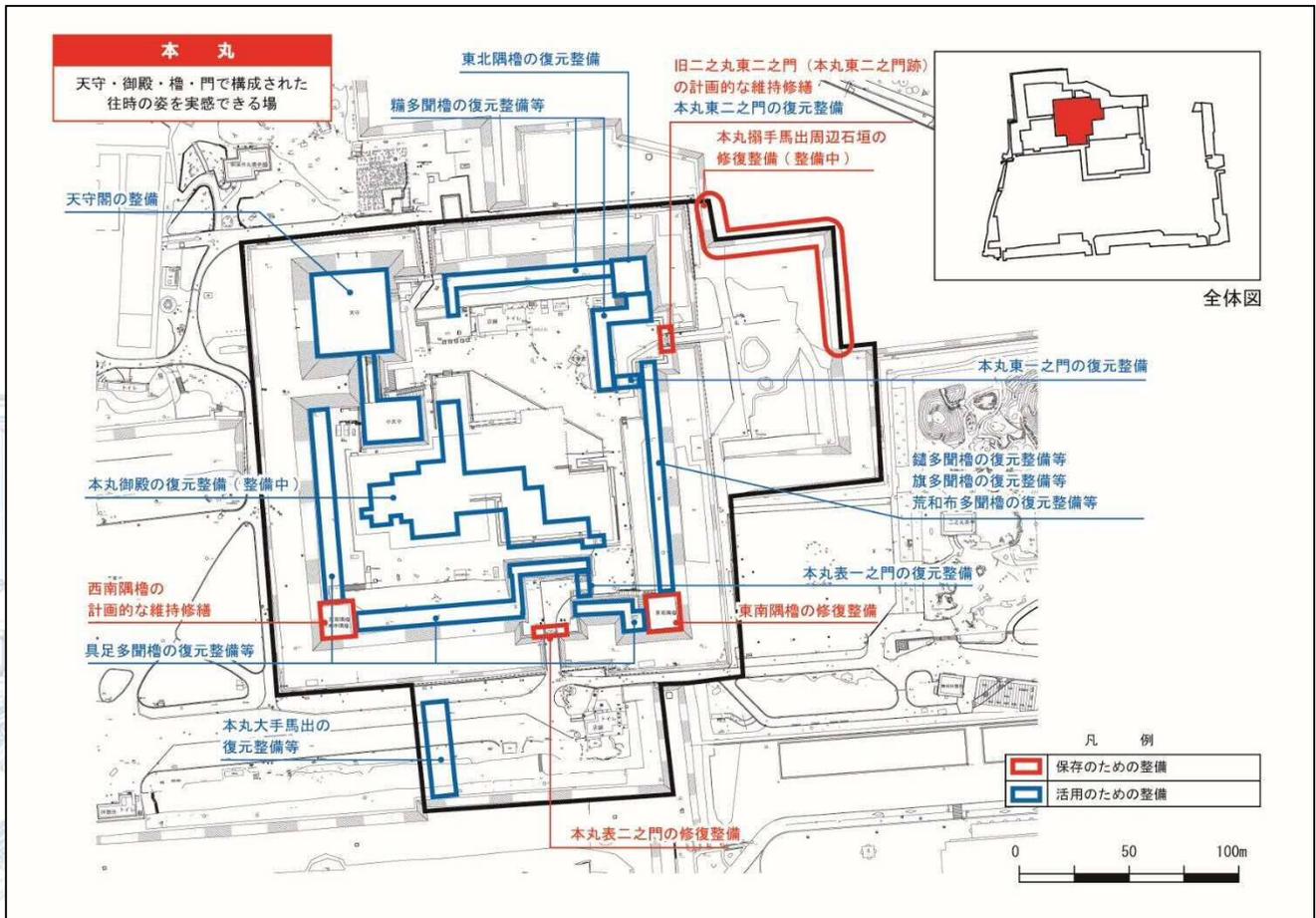
運営・体制の効率化と名古屋城のより一層の魅力の向上を図るために、民間活力をさらに導入することが効果的と考えられる。今後、様々な民間活力の導入手法の効果や課題等を総合的に検証し、名古屋城総合事務所の調査研究体制の強化と合わせて、特別史跡名古屋城跡の運営・体制として望ましいあり方を検討する。

■ 全体整備の考え方



(1)本丸の整備の考え方

戦災等により失われた建造物で、復元整備が可能なものは順次復元整備を行い、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場とする。



・天守閣の整備

外観だけではなく内部空間を含めてより真実性の高い復元を行うことにより、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させるため、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

・東北隅櫓の復元整備

天守と他の2つの櫓と合わせ、本丸の四隅を構成していた重要な櫓であったことから、嚴重であった本丸の防備をより実感させるため、復元整備を検討する。

・本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備

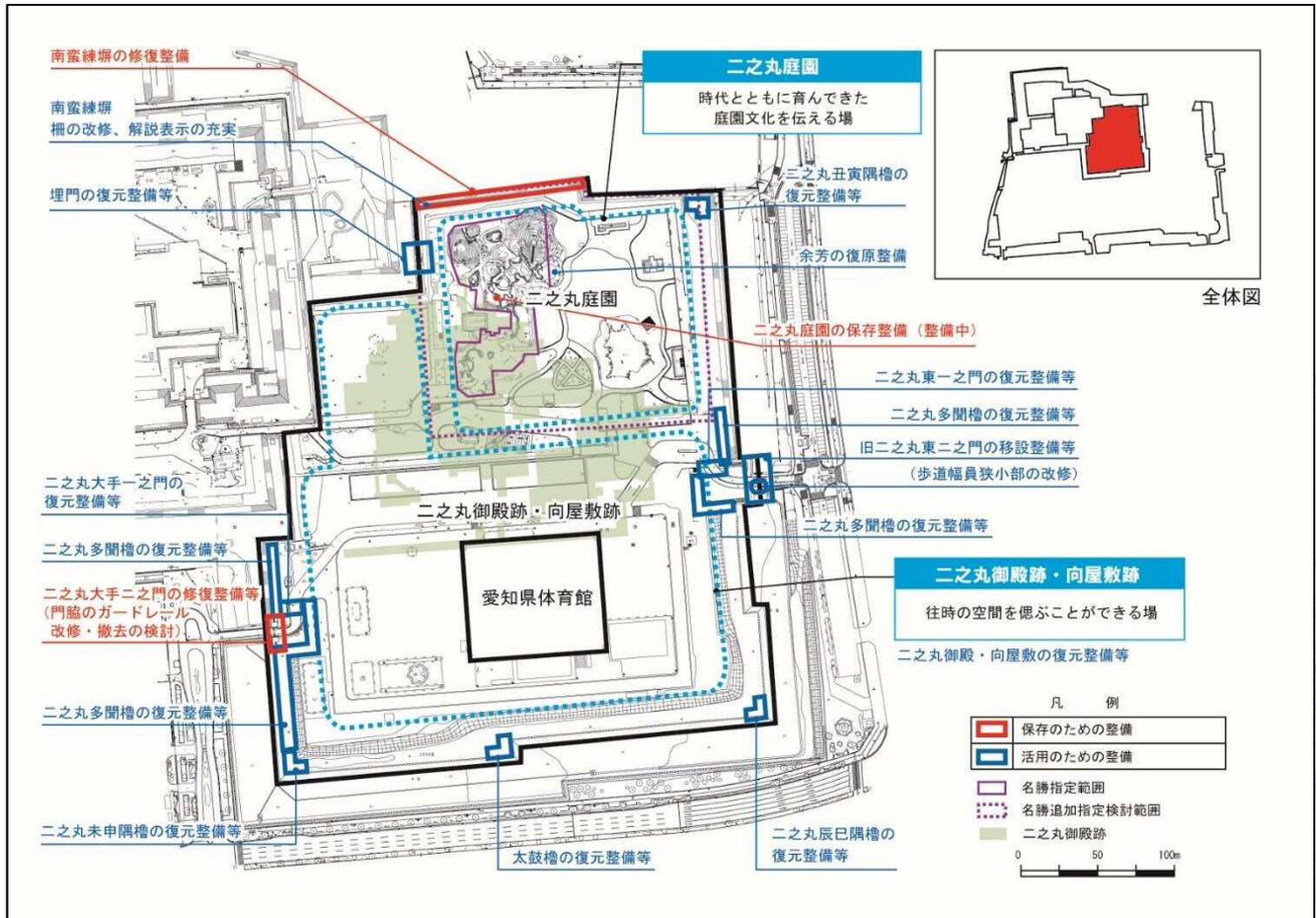
本丸の大手と搦手の枳形を構成していた重要な門であったことから、名古屋城の特徴である嚴重な枳形門の構造とその機能について理解を深められるよう、復元整備を検討する。

・本丸多間櫓の復元整備等

本丸の四隅の隅櫓等をつないでいた重要な櫓であったことから、城郭の歴史的景観形成に寄与し城跡の理解を深められるよう、復元整備など特別史跡にふさわしい整備を検討する。

(2)二之丸の整備の考え方

愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北(有料区域)及び南(無料区域)にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。



<二之丸庭園>

二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

<二之丸御殿跡・向(むこう)屋敷跡>

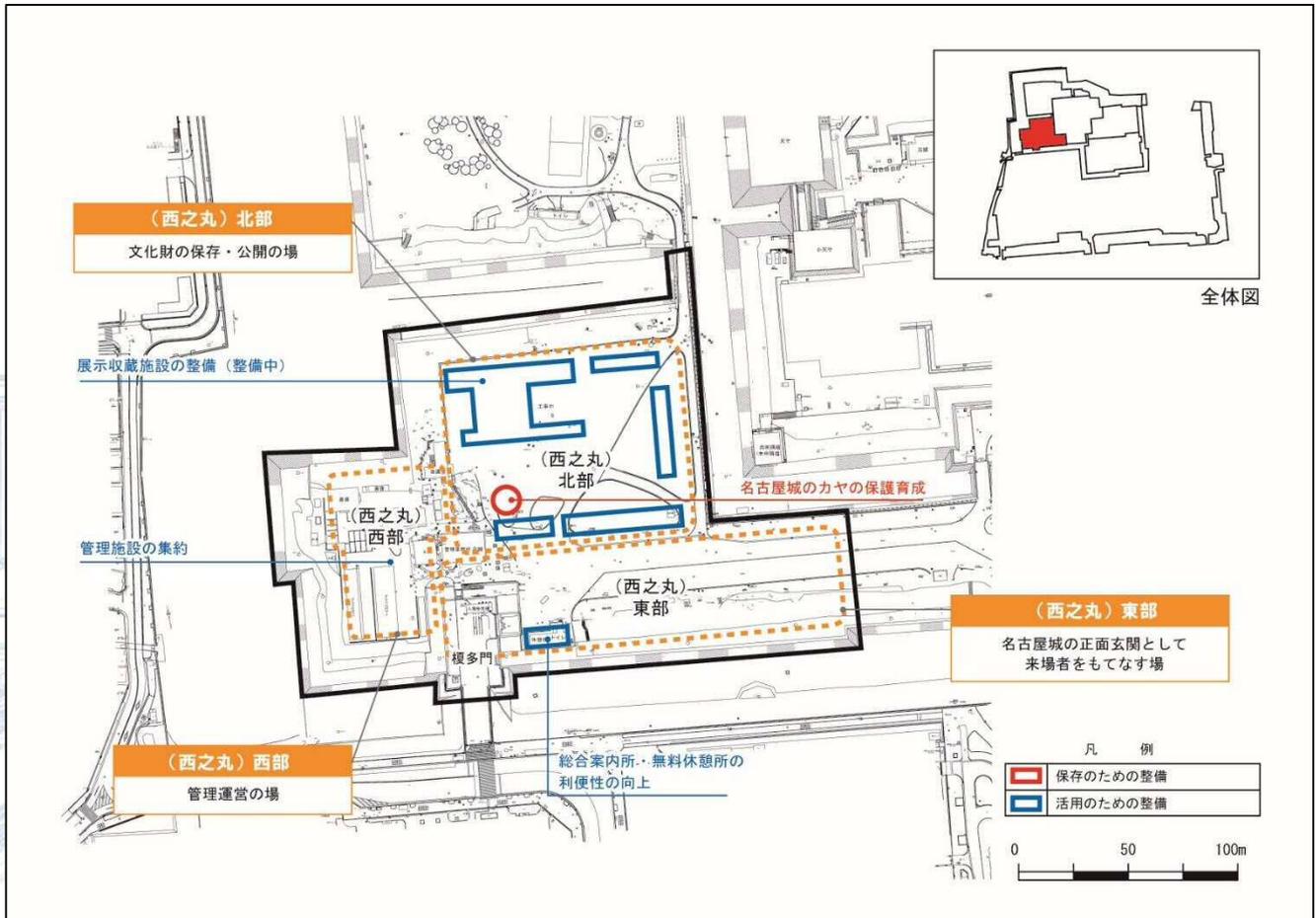
愛知県体育館の移転を見据え、二之丸御殿跡・向屋敷跡の復元整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。

整備にあたっては、有料区域の見直し(二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む)、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画(二之丸東門枳形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む)など、総合的に検討を行う。

二之丸広場については、通常時の憩いの広場及びイベント開催時の交流の広場という現状の役割を当面は維持し必要な空間を確保するが、今後、二之丸全体の整備を検討する中で役割を再検討する。

(3)西之丸の整備の考え方

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存と積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。



<東部>

インフォメーション機能を充実し、列植されたサクラ類の保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

<西部>

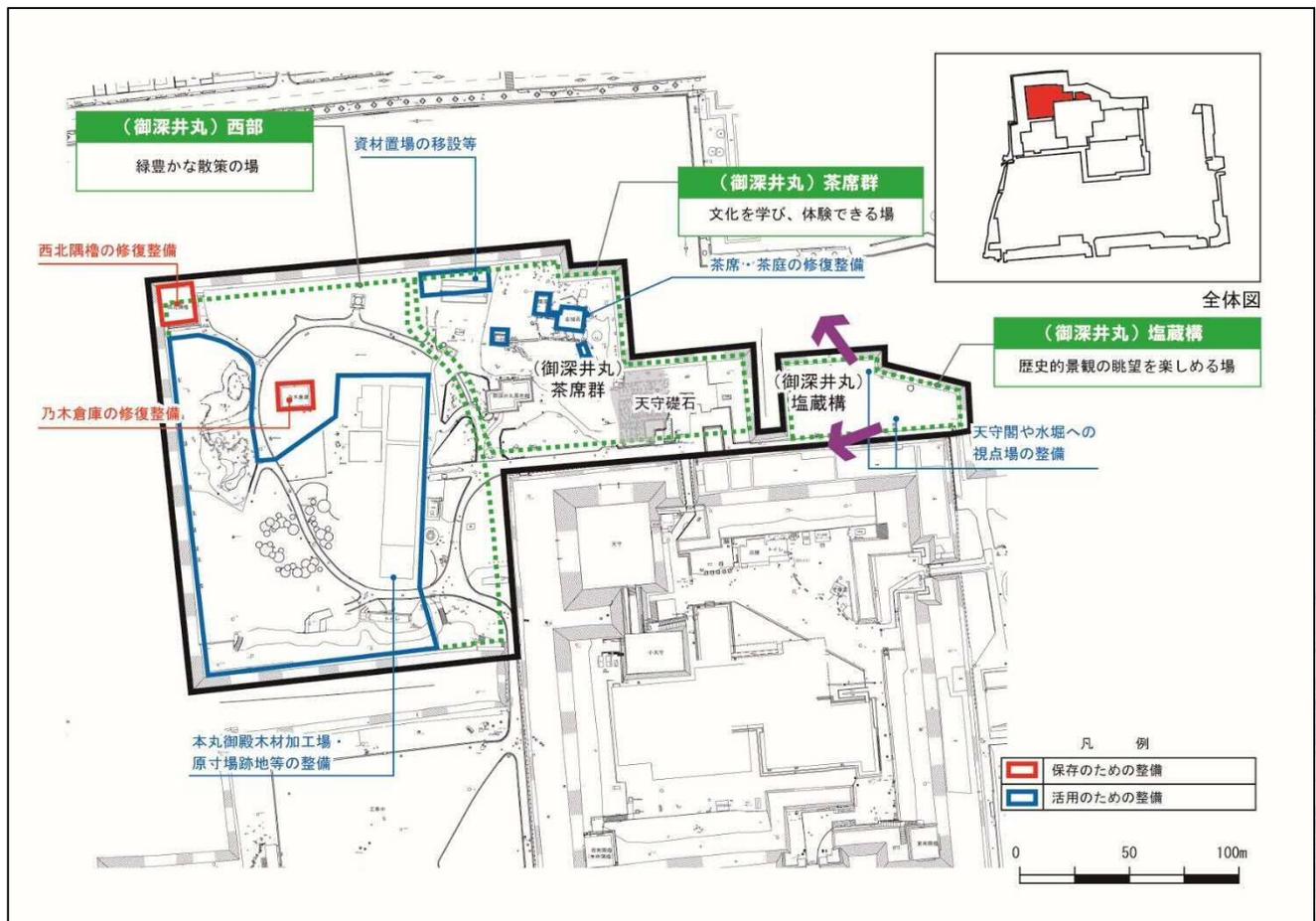
管理施設を集約し、名古屋城の管理運営の場とする。

<北部>

重要文化財等を保存・公開する展示収蔵施設を整備し、文化財の保存・公開の場とする。

(4)御深井丸の整備の考え方

緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気をも堪能できるような整備を行う。



<西部>

西北隅櫓及び乃木倉庫を適切に保存し、植栽等の周辺環境を城郭にふさわしく整え、緑豊かな散策の場とする。

<茶席群>

茶席・茶庭の修復整備等や郷土文化等を伝える御深井丸展示館における展示を広く周知し、文化を学び、体験できる場とする。

<塩蔵構>

良好な眺望景観が望めるよう視点場の整備を行い、城内及び城外への歴史的景観の眺望を楽しめる場とする。

■今後の取組みの方向性

○重点的な取組み

(1) 天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出

天守閣及び本丸御殿の整備により名古屋のシンボルを再現し、往時の名古屋城本丸を実感させる場を創出する。さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されている東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備の検討を進め、続いてそれらをつなぐ本丸多聞櫓の復元整備等について検討を行う。復元整備のみでなく、劣化等がみられる本丸表二之門及び東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で修復整備を実施する。また、現在整備中である展示収蔵施設の整備を進め、重要文化財旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開することにより、復元が進む本丸御殿と併せて、かけがえのない文化財の宝庫である名古屋城の魅力を高める。

(2) 二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生

二之丸庭園について保存整備を着実に進めるとともに余芳の復原整備の検討を行う。また、愛知県体育館の移転を見据え、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷の復元整備等をはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生する。

(3) 名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備

名古屋城の石垣は城全体での総延長は約8.2kmと広大であり、高さは天守台石垣で最大約20.0mに及ぶ。公儀普請により築かれており、石材の種類や多くの刻印等からもそれをうかがい知ることができる。また、当時の石垣構築技術が観察できるとともに、その後の被災やそれに伴う修復整備等の痕跡など名古屋城の長い歴史が写し出されている。このような名古屋城の歴史を物語る広大な石垣について、調査研究を推進するとともに、現況調査を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行う。

(4) 名古屋城総合事務所の調査研究体制強化

上記の重点的な取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査研究体制の強化が不可欠である。各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する必要があるため、民間活力を導入した効率的な運営・体制の検討と併せて、名古屋城として望ましい運営・体制を構築する。

	取組み	事業内容	1期	2期	3期
重点的な取組み	天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出	天守閣の整備	調査研究、整備		
		本丸御殿の復元整備	整備		
		本丸表二之門等の修復整備	調査研究、整備		
		東北隅櫓等の復元整備	調査研究、整備		
		本丸多聞櫓の復元整備等		調査研究、整備等	
		展示収蔵施設の整備	調査研究、整備		
	二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生	二之丸庭園の保存整備	名勝指定範囲の調査研究、整備		名勝追加指定等申請範囲の調査研究、整備
		余芳の復原整備	調査研究、整備		
		二之丸御殿、向屋敷の復元整備等		愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消 調査研究、整備等	
		二之丸大手門・東門の復元整備等			
		二之丸の櫓の復元整備等			
	名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備		調査研究、整備		
		石垣カルテの作成			
名古屋城総合事務所の調査研究体制強化		調査研究体制強化			

※事業展開として示す1期～3期は各事業の道筋・期間を示しており、各期間は概ね10年程度である。

○強化継続していく事業

(1) 城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城の魅力の向上

城跡にふさわしい植栽管理や天守閣等への視点場の整備により、天守閣や本丸御殿等の建造物や二之丸庭園、石垣等の眺望景観を向上させ、名古屋城の魅力を高める。また、名古屋城の価値や魅力をよりわかりやすく伝えるために、説明板の新設や表示内容を充実させる。

(2) 実施中の保存事業・活用事業の継続と充実による特別史跡名古屋城跡の後世への継承

建造物等の計画的な維持・整備により、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承する。また、周辺の歴史的関連資産等を含めた企画・イベントや情報発信の充実により、名古屋城の価値や魅力を幅広く積極的に伝える。

特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について 市民のみなさまのご意見を募集します

【提出方法】 郵便・FAX・電子メールのいずれかの方法により下記までお送りいただくか、直接お持ちください。

【提出期限】 平成 30 年 2 月 15 日(木)※郵便の場合は必着

【提出先】 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

◆郵便 便：〒460-0031 名古屋市中区本丸 1 番 1 号

◆F A X：(052) 201-3646

◆電子メール：nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

※提出用紙によらず任意の形式で結構です。

ご住所			
お名前			
性別※		年齢※	歳代
ご意見			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

- 市公式ウェブサイトから同様の様式をダウンロードできます。
- 意見の提出にあたっては、任意の形式(ご住所・お名前をご記入ください)でも結構です。
- お寄せいただいたご意見・ご提案に対する個別の回答はいたしません。
- お寄せいただいた個人情報は、本業務以外での利用は一切行いません。

<本冊子の閲覧場所>

各区役所情報コーナー、支所、市民情報センター、市公式ウェブサイト

<お問い合わせ>

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室

TEL:(052)231-2488 受付時間:月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時30分